（様式第１）

番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付申請書

　福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１　事業の目的

　　別紙のとおり

２　事業の内容及び計画（又は実績）

　　別紙のとおり

３　経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総事業費(A)+(B)+(C) | 補助事業に要する経費（又は要した経費）（Ａ） | 負担区分 | 備　考 |
| 県補助金（Ａ） | 市町村費（Ｂ） | その他（Ｃ） |
| 　　　　　円 | 　　　　　　円 |  |  |  |  |

４　事業完了予定（又は完了）年月日

５　本件責任者及び担当者

　　責任者氏名

　　担当者氏名

　　連絡先

６　収支予算（又は精算）

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額（又は本年度精算額） | 前年度予算額（又は本年度予算額） | 比　　　較 | 備　　考 |
| 増 | 減 |
| １　県補助金 |  円 |  円 | 　　　　円 | 　　　　円 |  |
|  合　　計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額（又は本年度精算額） | 前年度予算額（又は本年度予算額） | 比　　　較 | 備　　考 |
| 増 | 減 |
| １　県補助金 |  円 |  円 | 　　　　円 | 　　　　円 |  |
|  合　　計 |  |  |  |  |  |

７　添付書類

　　民間団体、民間事業者の場合：定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況等が分かる資料

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（別紙）

Ⅰ　事業の目的

Ⅱ　事業の内容及び計画（又は実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名 | 対象地区 | 品　目 | 処理区分 | 処理量処理面積 | 実施戸数 | 開始日及び完了予定日 | 負担区分 | 備　考 |
| 県補助金 | 市町村費 | その他 | 計 |
| ○○○○ |  |  |  |   | 戸 |  年月日 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１「処理区分」の欄には、「一時保管場所で一時保管」､「処理場で焼却」､「処理場で埋設」､「一時保管場所の撤去」等処理の区分を記載すること。

２ 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円うち県補助金○○円」

を、該当がない場合には、「該当なし」と、同税額が明かではない場合は「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合

には、合計の備考の欄に合計額（「除税額○○円　うち県補助金○○円」）を記入すること。

（様式第２）

交付決定通知の書例

福島県指令（課名又は所名の約字）第○○号

事業実施主体名（住　　所）

（氏　　名）

令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で申請のあった令和　年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）第５条の規定により、次のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知する。

令和　年　月　日

福　島　県　知　事

○○○○　　印

福島県○○農林事務所長

〔補助事業の目的及び内容〕

（申請どおり決定する場合）

１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった農業系汚染廃棄物処理事業費補助金とし、その内容については、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった農業系汚染廃棄物処理事業費補助金とし、その内容については、下記のとおり修正するほか申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

（補助金名）　農業系汚染廃棄物処理事業費補助金

補助事業に要する経費　　　金　　　　　　円

補助金の額　　　金　　　　　　円

〔経費の配分〕

（申請どおり決定する場合）

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

　　　区分　　　　補助事業に要する経費　　　補助金額

　　○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

　　○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

　　○○○費　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

〔額の確定〕

４　補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの補助金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付条件〕

〔交付関係を規制する要綱等の引用〕

５　補助事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

６　補助金交付の条件は、前記５に定めるもののほか次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承

認を受けなければならない。

ア　補助事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業の内容の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ

た場合においては、すみやかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなけれ

ばならない。

(3)　補助事業者は、交付要綱第７条第１項により、この補助金に係る収入及び支出を明らかにし

た帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算

して５ヵ年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合

においては、交付要綱第１９条第２項の財産管理台帳（様式第１１）及びその他関係書類を

整備保管しなければならない。

〔消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合〕

(4)　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税

等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第

１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方

税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に

補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含め

て申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税額相当

額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係

る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アによ

り減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第１４条

第３項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還

しなければならない。

〔財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合〕

(5)　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後にお

いても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その

効率的な運営を図らなればならない。

(6)　前号の財産のうち１件当たりの取得価格５０万円以上の財産について、「減価償却資産の耐

用年数に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定めら

れている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵

省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認

を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供して

はならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部

を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制

度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に

記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

(7)　補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該

収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

〔申請の取り下げのできる期日〕

(8)　交付要綱第６条の規定に基づき、補助事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の

通知を受理した日から１０日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法令等名 | 年月日番号等 | 備考 |
| 福島県補助金等の交付等に関する規則 | 昭和４５年１０月２７日福島県規則第１０７号 |  |
| 福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱 | 平成２４年１月２３日２３農支第２６１８号福島県農林水産部長通知 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | 昭和３０年８月２７日法律第１７９号 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 | 昭和３０年９月２６日政令第２５５号 |  |
| 福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金事務取扱要領 | 平成２４年１月２３日２３農支第２６２０号福島県農林水産部長通知 |  |

（注）補助事業者名は、次の要領で記載する。なお、補助事業者名には、敬称は付けない。

ア　法人（地方公共団体を除く）にあっては、その所在地及び名称

イ　地方公共団体にあっては、その名称

ウ　法人格を有しない団体にあっては、その所在地及び名称並びに代表者又は責任者の住所及び氏名

（様式第３）

番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付申請取下げ届出書

令和○○年○○月○○日付け○○第○号をもって交付決定の通知を受けた福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金については、下記の理由により取り下げたいので、福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第６条第２項の規定により、届け出ます。

記

１　取下げ理由

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、縦位置とすること。

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第４）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

　福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、計画変更（中止・廃止）について下記のとおり申請します。

記

１　交付金の交付決定年月日及び番号

２　変更（中止・廃止）を必要とする理由

３　変更（中止・廃止）の内容

（注）１　中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

２　変更（中止・廃止）の内容の記載様式は、様式第１に準ずるものとする。また、補助金の交付決定がなされた計画と比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（　）書きとすること。

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第５）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金概算払請求書

　令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で交付決定の通知のあった事業について、福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記により金○○○円を概算払により交付してくださるよう請求します。

記

１　概算払の理由（事業概要・資産概要等）

２　概算払請求金額（算用数字を使用すること。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交　付決定額(A) | 既受領額(B) | 今回請求額(C) | 残　　額(A)-((B)+(C)) | 備　考 |
| 金　額 | 出来高 | 金　額 | ○月○日まで予定出来高 | 金　額 | ○月○日まで予定出来高 |
|  　　　円 | 　 円 | 　 ％ | 　 円 | 　 ％ | 　 円 |  ％ |  |
| 【区分】　共済費　賃金　・ |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「区分」欄には、実施要領別表の「区分」欄に記載された事項について記載する。

３　振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第６）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金事故報告書

　福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１　事故の原因及び内容

２　事故に係る金額 　円

３　事故に対して取った措置

４　補助事業の遂行及び完了の予定

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第７）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金状況報告書

　福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の遂行状況

２　補助対象経費の区分別収支概要

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第７の２）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金完了報告書

 福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第１３条の２の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体名 |  |
| 計画承認年月日 | 　　　年　月　日農支第　　　号 |
| 交付決定年月日 | 　　　年 月 日福島県指令　第 　号 |
| 交付決定額 |  円 |
| 着手年月日 | 　 年　 月　 日 |
| 完了年月日 |  年　 月　 日　 |
| 備　　　　　　　　考 |  |

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第８）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金実績報告書

　福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（注）１　記の記載様式は、様式第１に準ずるものとする。

２　添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のも　のについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第９）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金精算払請求書

　福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第１６条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　精算払請求金額（算用数字を使用すること。）　　　　　　　　　円

２　振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第１０）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

 令和○○年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第１７条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（交付要綱第１５条第１項による額の確定額）　　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

 （注）別紙として積算の内訳を添付すること。

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

 （様式第１１）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |  |

（注）１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第２０条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２　財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３　数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４　取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１２）

取得財産等管理明細表（令和 年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |  |

（注）１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第２０条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２　財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３　数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４　取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１３）

 番 号

年 月 日

福島県知事　　様

（福島県○○農林事務所長）

住　所（※1）

事業実施主体名

代表者名 氏　　　　名

令和○○年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金財産処分承認申請書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第２０条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　処分の内容

①処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２　処分理由

※１：「住所」は、知事が適当と認めた民間団体・民間事業者等の場合

（様式第１４）

令和○○年度

○　　○　　補　　助　　金　　調　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　　　　国 | 事　業　実　施　主　体　名 | 　備　考 |
| 　　　歳　　入　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　歳　　出　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 補助事業名 |  交付決 定の額 |  補助率 |  科目 |  予算 現額 |  収入 済額 |  科目 |  予算 現額 | うち県補助金相当額 |  支出 済額 | うち県補助金相当額 |  翌年度 繰越額 | うち県補助金相当額 |
| ○○事業　○○費　○○費　その他 | 　　　円 |  |  |  円 |  円 |  |  円 | 　　 　　円 |  円 | 　 円 | 　 円 |  　　 円 |  |

　記載要領

　　1　「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等

によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載す

ること。

　　2　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に

対応する事業実施主体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

　　3　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、

流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

　　4　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

　　5　補助事業等に係る事業実施主体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算

に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ県補助金額を内書（ 　）する

こと。